

2016年12月21日
株式会社ブロードリーフ
(コード番号：3673)

旅行業向けデータベース著作権侵害訴訟、最高裁がアゼスタの上告棄却
著作権侵害についてブロードリーフの全面勝訴が確定

当社は、株式会社アゼスタ（以下、アゼスタ）が製造・販売しているデータベースが、当社データベースを違法コピーして作成したもので、著作権を侵害しているとして平成21年に東京地方裁判所に訴訟を提起し、第一審、第二審と当社勝訴の判決が言い渡されましたが、アゼスタより最高裁判所に上告と上告受理の申立てがなされていました。

平成28年12月15日に「本件上告を棄却する。本件を上告審として受理しない。」とする最高裁決定が言い渡され、これにより著作権侵害について当社の全面的な勝訴が確定しました。

【代表取締役社長 大山堅司コメント】

本最高裁決定は、知財高裁として初めてデータベースに関して著作権侵害を認め、企業の事業活動における開発情報や顧客情報といった情報資産の重要性を踏まえた上でデータベースを不正に持ち出し、競合行為を行った退職者個人に対しても損害賠償請求を認めた知財高裁判決をそのまま承認したという点で、我々情報システム業を営むものにとって過去に例のない極めて重要な判例となったと考えています。

企業が保有するデータは情報システム業を中心とする産業において重要な資産です。重要なデータを管理するデータベースもまた、情報を守り、有効に活用するために様々なノウハウと労力、コストが費やされた資産といえます。今回の最高裁決定により、当社主張が認められて判例とし確定したことは、開発に携わってきた社員の努力が認められたものであり、当社にとって非常に意義のあるものとなりました。当社は、このような違法コピーを行い不正利用する企業や個人に対しては、今後も毅然とした態度で臨み、知的財産の保護に努めてまいります。

皆様には、大変なご心配をおかけしましたが、今後とも、変わらぬご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考)

■2016.01.20 プレスリリース

旅行業向けデータベースの著作権侵害訴訟について～知的財産高等裁判所が著作権侵害を全面的に認め ブロードリーフに「勝訴」判決～ http://www.broadleaf.co.jp/company/press/press_detail/?itemid=29&dispmid=1002

■第二審：判決内容

アゼスタのデータベース22個全てのバージョンについて、著作権侵害を認定し、複製・頒布・公衆送信（送信可能化を含む。）の差止、当該データベースを格納した記録媒体の廃棄、記録内容の消去並びに損害賠償金約2億1473万円及び遅延損害金の支払いを命じる。